

第十五回 貴族院議事速記録 第十一號

明治三十四年三月十六日(土曜日)

午前十時十二分開議

議事日程 第十三號 明治三十四年三月十六日

午前十時開議

- 第一 酒造税法中改正法律案(政府提出案) 議院送付 政府提出案
第一讀會ノ續(特別委員) 長報告
- 第二 酒精及酒精含有飲料税法案(政府提出案) 議院送付 政府提出案
第一讀會ノ續(特別委員) 長報告
- 第三 沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案(政府提出案) 議院送付 政府提出案
第一讀會ノ續(特別委員) 長報告
- 第四 酒精酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル法律案(政府提出案) 議院送付 政府提出案
第一讀會ノ續(特別委員) 長報告
- 第五 醫藥用、工業用酒精戻稅法案(政府提出案) 議院送付 政府提出案
第一讀會ノ續(特別委員) 長報告
- 第六 麥酒稅法案(政府提出案) 議院送付 政府提出案
第一讀會ノ續(特別委員) 長報告
- 第七 砂糖消費稅法案(政府提出案) 議院送付 政府提出案
第一讀會ノ續(特別委員) 長報告
- 第八 關稅定率法及同法附屬輸入稅表中改正法律案(政府提出案) 議院送付 政府提出案
第一讀會ノ續(特別委員) 長報告

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

〔小原書記官朗讀〕

一昨日衆議院提出明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法別表中改正法律案ヲ受領セリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマシテ、第一ヨリ第八マデ全部ヲ問題ニ供シマス、報告ヲ致シマス

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

酒造税法中改正法律案外七件

右可決スヘキモノナリト議決ス依テ及報告候也

明治三十四年三月十五日

右特別委員長

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

侯爵 黒田 長成

〔侯爵黒田長成君演壇ニ登ル〕

○侯爵黒田長成君 本案ハ先ニ特別委員ヨリ總テ否決ノ報告ヲ致シマシタガ其後再度ノ停會ト爲リ、優渥ナル勅語ヲ賜リマシタルニ附イテ、我々特別委員ハ更ニ此案ニ附イテ慎重ナル調査ヲ致シマシテ、今日再ビ報告ヲ致スコトニナツタノゴザイマス、先ニ帝國議會ノ停會中ニ山縣西郷二侯松方井上二伯ヨリ深遠ナル意味ヲ以テ此案ノコトニ附キ心配ガアリマシタ、ソレデ政府及此四元老ノ考ヘラル、所モ今回ノ案ノ中デモ軍事費ト云フコトニハ最モ重キヲ置カレテ居ッタノデアリマス、就テハ貴族院ニ於テモ其心配ニ對シマシテ軍事費ダケノ點ハ何レ早晚支出ヲ致サチバナラヌモノデアアルカラ、此際支出ヲ協賛スルコトニナツテ、即チ五千二百萬圓ノ範圍内ニ於テ支出ヲ承諾スル所ガ遺憾ナルコトハ政府ニ於テハ少モ之ニ對シテ讓歩ノ途ヲ取ラレナイノデアリマス、先ニ總理大臣始政府ニ於テハ互ニ相讓ッテ事ノ圓滿ヲ圖ラウト云フヤウナ語氣ガ度々現レマシタニ拘ラズ一步モ讓ル所ガナイノハ甚ダ遺憾ナコトデアリマス、併ナガラ此度ノ勅語ニ對シ奉ッテハ我々又何ヲカ申スコトガアリマセウカ、唯謹ンデ大命ヲ奉シテ本案ノ速ニ可決スルコトヲ努ムル外ハナイト思ヒマス、就キマシテハ委員會ニ於テハ全會一致ヲ以テ衆議院送付ノ通全部可決スベキモノト議決致シマシテゴザイマス、此段報告ヲ致シマス

○菊池大麓君 チョット委員長ニ質問ガアリマス、唯今元老ヨリ交渉ガアッタト云フヤウナ御報告ガアリマシタガ、其交渉ト云フモノハ委員ヘ交渉ガアッタノデアリマスカ、何時頃交渉ガアッタノデアリマスカ、チョット伺ヒマス

○侯爵黒田長成君 特別委員ニ對シテ交渉ガアッタト云フノデハゴザイマセス、貴族院ノ各派ニ交渉委員ト云フモノガアリマス、之ニ對シテ話ガアッタノデアリマス

○菊池大麓君 サウスルト唯今ノ委員長ノハ委員ノ經過ノ御報告デハナイノデアリマスナ、又各派ト云フモノハドウ云フモノデアリマスカ、私ハ存ジマセス、サウ云フモノハ貴族院ニハ成立ッテ居ルモノデアナイト思ヒマスガ其邊ヲ伺ヒタウゴザイマス

○侯爵黒田長成君 ソレハ今朝、昨日ノ速記録ガ出來マシテ私モ受取ッテ居リマスガ、ソレヲ御覽ニナルト宜ク分リマス

〔子爵谷干城君〕御返答ニハ及バス、御下リナサイ、サウ云フ何ニモ分速記録ヲ見レバ明瞭デアリマス、即チ委員會ノコトヲ報告致シタノデアリマス

〔子爵谷干城君〕新聞ニモ出テ居リマス、新聞ヲ一ツモ讀マス人ニ決シテソナコトヲ返事スルニ及バスト述フ

○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御發議ガナケレバ採決ヲシマス

○瀧兵右衛門君 砂糖消費税法案ニ附キマシテ簡單ニ伺ヒタウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 意見ガアルト云フノデスカ

○瀧兵右衛門君 サウデス

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ第一カラ第六マデ採決ヲシマシタ後ニ御意見ノ在ル所ヲ御述ヲ願ヒマス……第一、酒造税法中改正法律案第二讀會ニ移スベシト云フ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半数ト認メマス

○男爵中川與長君 直チニ第二讀會ヲ開カレンコトヲ……

〔贊成〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセスカ

〔異議〕ナシト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ第二讀會ニ移リマス、全部ヲ問題ニ供シマス

○瀧兵右衛門君 チョット申シマスガ、砂糖税ニ附イテ少シ……

○議長(公爵近衛篤磨君) アナタノハ砂糖税デスカ

○瀧兵右衛門君 ハイ

○議長(公爵近衛篤磨君) 今ハ酒造税法中改正法律案デス

○瀧兵右衛門君 サウデスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 全部御異議ガナクバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○伯爵大原重朝君 直ニ三讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス

〔贊成〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 三讀會ヲ開クニ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 三讀會ヲ開クニ御異議ハゴザイマセスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 三讀會ニ移リマス

〔松本君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 何デス 松本君何デスカ

○松本君 宜シウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案御異議ガナクバ原案ニ決シマス

○松本君 第二カラ第六マデハドウカ全部……砂糖税ハ除イテ

○議長(公爵近衛篤磨君) 全部ヲ一緒ニスルノデスカ

○松本君 第六マデ東チテ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 全部一緒ニ採決スルト云フノデスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○男爵中川與長君 第二ヨリ……

○議長(公爵近衛篤磨君) チョット松本君ニ御協議シマスガ、松本君

○松本君 ハイ

○議長(公爵近衛篤磨君) 第八ハドウデス

○松本君 第八モ同様デス、砂糖税ハ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 砂糖税ヲ除ク外一緒ニスルニ御異議ハアリマセスカ

カ

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○男爵中川與長君 本案ハ皆束チテ讀會省略ヲ提出致シマス

○松本君 贊成

〔贊成〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ニ大分贊成ガ多ウゴザリマスガ、三分ノ二以上ノ同意ト見テ御異議ガナクバ……

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ讀會ヲ省略シテ第二、第三、第四、第五、第六、第八、之ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 多數ト認メマス、砂糖消費税法案

〔瀧兵右衛門君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 瀧君ハ何デスカ、全體ニ附イテ御意見デスカ

○瀧兵右衛門君 砂糖消費……

○議長(公爵近衛篤磨君) 修正ノ意見デスカ

○瀧兵右衛門君 修正デス

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ二讀會ニ移テカテ願ヒマス、砂糖消費税法案ニ讀會ニ移スベシトスルニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○男爵中川興長君 直ニ第二讀會ヲ……

〔賛成〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ二讀會ニ移リマス、全部ヲ問題ニ供シマス、瀧君御意見ガアルナラ此際御述ベニナルヤウニ……

○瀧兵右衛門君 此……

〔子爵谷干城君〕演壇ニ……ト呼フ

○瀧兵右衛門君 簡單デアリマスカラ……

〔演壇〕ト呼フ者多シ

〔瀧兵右衛門君〕演壇ニ登ル

○瀧兵右衛門君 砂糖消費税ニ附キマシテハ此期日ノ四月一日、十月一日ト云フコトニ附キマシテハ往々喧マシイ……世上一般喋々トアリマスルガ、私ノ考ハ無論是ハ四月一日ニ修正ガシタイト考ヘマス、其理由ハ今日ノ有様デサヘ見越輸入ト云フモノガ確ニ現レマスコトハ皆諸君ノ御承知デモゴザイマセウガ、十月トナレバドウモ豫想外ニ、半季ノ間ノコトデアリマスカラ容易ナラス十分ノ見越輸入ガ出来マセウト思ヒマス、其見越輸入ガマア世間デハ、三千萬アル二千萬アルト申シマスケレドモ、今日ノ砂糖業ノ程度カラ申シマスレバ三千萬二千萬ト云フモノハ金ノ随分多額デモアリマスカラ力モ及ブマイトモ思ヒマスガ、現ニ二割半ナリ三割ト云フ利益ガアル以上ハ此外國人ト押合ガ出来……日本今日ノ商人ハ微力デアルト考ヘマス

〔村田保君〕少シ分リ悪イ、明瞭ニ仰ッシャラナイト折角仰ッシャルコトガ無益ニナリマスト述フ

私ハ甚ダ納辯デゴザイマスカラ、ドウゾ宜シク御洞察ヲ……ト云フヤウナ憂ガゴザイマスル私ノ考デゴザイマス、然ルニ此三千萬二千萬ト云フ金ガ輸入超過ノタメニ金貨ノ流出ハ是ハ無論アリマスコトニ違ヒナイト考ヘマサガ、漸ク六千七千萬ノ準備金ノ所ニ對シテ一千萬二千萬ト云フヤウナ金貨流出デモアリマシタラバ今日ノ國庫經濟ニ附イテドノ位ノ悲境ニ陥リマスカト云フ……此上ノ迷惑ヲ來シハシナイカト云フ實業社會デハ憂ヲ致シマスル、果シテ此酒造税ナド見マスルト内國ノ……其他内國ノ税ニナリマスレ

バ假令三箇月五箇月後レマシテモ國ノ損害ニハ決シテナリマセヌモノデアリマセウト思ヒマスガ、此外國ノ税金ノ輸入超過ト云フ迷惑ノ折ニ見越輸入ノ多分ノ物ヲ入レマスルハ此税額ト云フモノハ随分其恐ロシイ金高デ一千萬圓ト見マシテモ三百萬、二千萬トナレバ六百萬トナル其割合ニ見越輸入ガズン殖エマス、ソレニ從ツテ此税金ハ實ニ國ノ損ト存ジマスル

〔子爵谷干城君〕モウソソコトハアナタヨリ知ッテ居ル、單簡ニ願ヒマスト述フ

ソレデゴザイマスカラ簡單ニチヨット一言申シマス

〔村田保君〕モウ分リマシタト述フ

ソレデ實ニ此國ノ銀行……營利一逼ノ銀行デアリマシテモ此砂糖輸入超過ノ見越輸入ノタメ貸出ハ成ルダケシマイト云フヤウナ、マア考モゴザイマス、況ヤ此議會ニアリマシテモドウカ此四月一日說ニ御賛成アラムコトヲ請ヒマス、モウ簡單ニ申上ゲマス

〔國務大臣子爵渡邊國武君〕演壇ニ登ル

○國務大臣(子爵渡邊國武君) 唯今議題ニナッテ居リマスル砂糖消費税法案ノ第十八條施行期限ノコトデアリマスルガ、是ハ當初政府ヨリ出シマシタノハ十月一日ノ案デアリマシテ、而シテ其後ニ至ッテ大イニ見越輸入ノ虞アルコトヲ發見致シマシタカラ更ニ修正案ヲ提出シマシテ其施行期限ハ勅令ヲ以テ定メルト云フコトニ致シマシタ、然ルニ衆議院ニ於テハ矢張當初ノ案ノ如ク修正ヲ致シマシテ十月一日施行ト云フコトニナリマシテゴザイマス、衆議院ニ於ケル他ノ修正ニハ政府ニ於テモ同意ヲ致シマシタガ、此十八條ノ修正ダケハ同意致シ兼テ原案ヲ維持シテ置キマシタ譯デゴザイマス、當院ニ於テモ衆議院ノ案ニ御同意ノ御報告ガアリマシタガ、此場合ニ於テハ政府ハ矢張原案ヲ維持致シテ置キマスカラ、ドウカ原案ニ復セラレンコトヲ希望シマス

○子爵岡部長職君 唯今大藏大臣ヨリ施行期限ノコトニ附キマシテ、衆議院ガ修正シタニモ拘ラズ政府ノ意見ノ在ル所ヲ主張シマシタノハ本員ニ於キマシテハ誠ニ喜バシク存ジマスル、既ニ議場ノ諸君ノ御考ハ極ッテ居リマスルコトカハ存ジマセヌガ、此事ハ國家經濟上大イニ關係スル所アリト存ジマスルカラ、唯今大藏大臣カラ斯ク主張サレタ以上ハ此議ヲ決セラル、コトハ唯今即決ダケハ御見合セテ願ヒタイト思ヒマス

○子爵谷干城君 大藏大臣ニ少シ質問ヲ致シテ置キタイト思ヒマス

〔子爵會我祐準君〕此際質問無用ト呼フ
ソレナラバ諸君ハ定テ前議ノ通、一字モ損益セズニ御決議ニナルコトダト信
ジマス

○都筑馨六君 私ハ是ハ此施行ノ期日ヲ別段ニ定メテ置クノ必要モナイト思
ヒマスケレドモ、強テ定メル必要ガアルナラバ私ハ「本法ハ公布ノ日ヨリ之
ヲ施行ス」ト云フ修正案ヲ出シタイト思ヒマス、ト申シマスルノハ見越輸入
ガ非常ニ増加スルコトニナルト折角見込ダ政府ノ收入ニ大イナル影響ヲ及
ボス……

〔子爵谷干城君〕一文モ取レナイヤウニナル、ソシテ馬鹿ナ物ヲ出ス
カラ困ルト述フ

或ハ取レヌカモ知レナイ、折角是ダケノ收入ガアルト見込ダモノガ取レヌ
ヤウニナツテハ國家ノ歳入ニ影響ヲ及ボシ、而シテ見越輸入ガ澤山アルト云
フコトニナルト其結果、砂糖ノ價格ヲ下落セシメ、遂ニ漸ク出來掛ケタ内地
ノ製造業ニ大打撃ヲ與ヘルト云フコトニナル、加フルニ衆議院ガ可決シタル
意見ト政府ノ意見ト、此點ニ附イテハ合ハヌヤウデアリマス、寧ロ私ドモハ
政府ノ意見ノ方ガ國家經濟ノタメニ宜イト思フ、ソレデ施行ノ期日ハ勅令ヲ
以テ定メルト書イテアルノニ賛成シテモ宜ウゴザイマスガ、ソレヨリハ尙ホ
「本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」ト斯ウヤッタ方ガ其目的ヲ達セヤウカト思
ヒマスカラ此修正ヲ提出シマス

○村田保君 本員ハ大藏大臣ガ唯今衆議院ノ修正ニ反對ノ演說ヲサレマシ
タ、一體政府デ元ト十月一日トシテ出シタノハ如何デゴザイマセウ、本員ハ
今日滿腹述ベタイコトハアリマスガ、實ニ涙ヲ吞ンデ沈黙ヲ守ッテ居ルノデ、
ドウモ今日ニナツテサウ云フコトヲ言ハレルコトデナイ、若シサウ云フコト
デ是ガ否決サレタラドウデス、今日ノ場合我々ハ全會一致ヲ以テ通過ヲ圖
ラウト云フノニ、政府ハ又之ヲ原案ニ戻シタイト云フコトヲ言ハレルノハ
何事デアルカ、ドウゾ左様ナコトハ政府ニ於テ撤回サレルコトヲ希望シマ
ス

○子爵會我祐準君 本案ニ附イテ修正案ガ出マシタガ、元來本案ニ附イテハ
貴族院ニ於テ大イナル修正ガ成立ッテ居リマシタ、サリナガラ先刻委員長カラ
モ述ベラレタ通、優渥ナル詔勅ニ對シテ即チ原案ノ通過ヲセヤウト云フコ
トニ略、一致イタシテ居ルコトハ諸君モ御承知ノ如クデアアル、若シ又茲ニ修正
ガ出來マシテソレヲ決スルトシテモ、衆議院ガ之ヲ容ル、ヤ否ヤト云フコト

ヲ考ヘテ見ナケレバナリマセヌ、其修正ニハ種々ノ考ガアル、勅令ヲ以テ定
メルト云フガ政府ノ主張スル意見デアアル、又四月一日ト云フコトニ附イテモ
瀧君カラ述ベラレタガ、如何ナル修正ニ之ガ落著致ストシテモ、衆議院ト交
渉會ヲ開カナケレバ果シテ衆議院ガ之ヲ容ル、ヤ否ヤト云フコトハ分リマセ
ヌ、斯ノ如キコトハ本院ノ決シテ今日執ルベキ所デナイ、一字一句モ改メズ
シテ原案通り通過サスルト云フガ、此間カラノ諸君ノ御意思ト固ク信ジマス、
願ハクハ委員長ノ報告ノ如ク原案ノ通一字一句モ改メヌデ通過サレンコトヲ
希望シマス

〔發言ノ許可ヲ求ムル者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) マダ修正ハ成立チマセヌカラ……

○天春文衛君 私ハ本案ノ施行期日ニ附キマシテハ岡部君ノ說ヲ賛成シタイ
ノデアリマスガ、併ナガラ勅語ヲ賜リマシタ今日ノ場合デゴザイマスカラ一
日モ早く之ヲ決定致シタイト云フ考デゴザイマス、就キマシテハ此十月一日
ト云フコトニ期限ヲ延ベルノハ甚ダ國家經濟上不得策ダト考ヘマスカラシ
テ四月一日ト云フ說モゴザイマスガ、兎ニ角說ガ餘リ數多ニ互リマスルト
却ッテ我々ノ意思ヲ徹底シマセヌ場合モゴザイマスカラ此際都筑君ノ公布ノ
日ヨリ之ヲ施行スルト云フ說ニ賛成シマス

〔子爵會我祐準君〕採決々々ト呼フ

○松岡康毅君 私ハ四月一日ヨリト云フ瀧君ノ修正說ニ賛成ヲ致スノデゴザ
イマス、モウ理由ハ別ニ述ベマセヌ

〔採決々々ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 修正ハ兩説トモ成立チマセヌ

〔子爵谷干城君〕修正ハ二十人以上ナケレバ……ト述フ

○田中源太郎君 私ハ瀧君ニ賛成ヲシタイト、ソレニ附キマシテ一應大藏大臣
ニ質問ヲ致シタイト

〔子爵谷干城君〕質問ハイラス、アナタハ此委員デハナイカ……議長

議長ト述フ

○議長(公爵近衛篤磨君) 今、田中君ガ發言中デゴザイマス

○田中源太郎君 大藏大臣ハ此勅令ヲ以テ定メルト云フコトヲ主張ニナリマ
シタガ、四月一日ト云フコトニシテ施行スルト實際非常ノ御困難ガアルデア
リマセウカ、衆議院ノ議事筆記ニ依ッテ見マスルト或ハ標本等ノ取寄セニ附
イテ實際上非常ニ差支ガアルカノ如クニアリマスルガ、四月一日ト云フコト

ハ實際施行シ得ラレヌコトデアリマスカ、其事ヲ……

○國務大臣(子爵渡邊國武君) 唯今ノ田中君ノ御問ニ御答致シマスルガ、勅令ヲ以テ之ヲ定メルト致シマシタ趣意ハ一日モ早イガ宜イト云フコトハ勿論デアリマスガ、準備ノ出來次第、四月一日ヨリモ早ク出來ルナラ早クシタイト云フ見込デアリマス、四月一日ニ施行ガ出來ルカ出來ヌカト云フ御尋ニ對シテハ唯今準備中デアリマスガ差支ナイト存ジマス

○田中源太郎君 私ハ瀧君ノ説ニ賛成致シマスル、而シテ其理由ハ最早別段述ベマセヌ、昨日委員會ニ於キマシテ相談會デ私ガ十分理由ヲ述ベタコトデモゴザイマスカラ……而シテ尙ホ都筑君天春君ニ望ミマスルノハ發布ノ日ヨリ施行スルト云フコトモ四月一日ヨリ施行スルト云フコトモ格別此實質ニ於テモ變ラヌコトデアリマスカラ、早く取ラナケレバ國家ノ害ニナルト云フ思召デアリマスレバ、説ヲ一ツニシタイト思ヒマスカラ、成ルベク瀧君ノ説ニ御讓リヲ願ヒタイト思ヒマス

○都筑馨六君 説ノ分レマスルヲ恐レマスルデ公布ノ日ヨリノ方ガ尙ホ宜イト思ヒマスガ、四月一日デモ其目的ハ通ラウト思ヒマスカラ私ハ自分ノ修正説ヲ撤回シテ瀧君ノ説ニ賛成シマス

○山田卓介君 瀧君ノ修正説ニ賛成

○鳥越貞敏君 瀧君ニ賛成

○天春文衛君 既ニ都筑君ガ取消サレマシタ以上ハ私モ四月一日説ニ賛成

○松永安彦君 施行期日ハ瀧君ノ修正説ニ賛成致シマス

○男爵毛利五郎君 四月説ニ賛成

○男爵尾崎三良君 四月一日ニ賛成デアリマス

○三崎龜之助君 四月一日ニ賛成

○石井省一郎君 瀧君ノ説ニ賛成

○下條正雄君 瀧君ノ説ニ賛成

○子爵本莊壽巨君 瀧君ニ賛成

○太田平次君 瀧君ニ賛成

○男爵金子有卿君 瀧君ニ賛成

○斯波與七郎君 瀧君ニ賛成シマス

○子爵小笠原壽長君 本員モ瀧君ノ修正説ニ賛成致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 四月一日ノ修正案ハ成立チマシタ

○子爵谷干城君 私ハ爰デ意見ヲ言ウテ宜シウゴザイマスカ、此修正ニ附イテハ意見ガゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 長ケレバ演壇デ願ヒマス

○子爵谷干城君 ソレナレバ修正スベカラザルノ意見ヲ言ヒマス

〔子爵谷干城君演壇ニ登ル〕

○子爵谷干城君 諸君、此度ノ増稅案ニ就イテハ多數ノ我々同志ノ諸君ハ實ニ反覆丁寧ニ議論ヲ盡シタ上、否決スベシト云フコトニナリマシタ、ソレヨリシテ遂ニ勅語ヲ賜リ畏テ此案ヲ通過スルコトニナッタハ實ニ我々臣民ノ分ヲ盡シタルコト、深ク考ヘル譯デアリマス、ソレデ若シ之ヲ一字一句修正ヲシテサウシテ衆議院ト交渉スルト云フコトニナリマシタラバ會我子爵ノ申サレタル通又衆議院ト顔ヲ見合サチバナラヌヤウナコトニナル、デ甚ダ是ハ面白カラヌコト、思フ、ソレデ又之ヲ修正スルニナリマスルト既ニ可決ニナッタ所ノ麥酒ノ如キモノハ私共ハ最初ヨリアレヘ稅ヲカケルコトハ反對デア、ナゼ反對デアアルカト云フト漸ク種ヲ蒔イテ芽ノ生エテ來ヨル所デ是ヨリシテ段々實ヲ結ンダナラバ其時ニ取ルガ宜イト云フ考デアッタ、ソレニモ拘ラズ遂ニ之ヲ取ルト云フコトニナッタト云フノハ、畢竟此儘デ通スト云フコトニナッタト云フノハ、畢竟重キ勅語ニ對シ奉ッテ深ク敬意ヲ表シタ譯デアリマス、之ヲ其區々タル十月ト云フノヲ四月ニ繰上ゲル僅カナ利害ノ點デア、元々此十月ニシタラ惡ルイト云フコトハ誰デモ……三割ノ稅デア、三割ノ大キナ稅ヲソレヲ十月ニシタラ其間ニ見越輸入ガ出來ルコトハ分ッテ居ル、ソレヲ何ト大藏大臣ノ責任ヲ負フタル渡邊子ガ少シモ知ラヌボンヤリシタヤウナコトヲ今日言ハレル、ソレカラ又昨日委員會ニ於テ深ク此論ヲ主張セラレタナラバ、其時ニハ我々實ハ何ヲカ言ハウ其腹デアッタノデア、ケレドモ大藏大臣ハ其時ニ少モ之ヲ固ク執ッテ斯クシテ貫ヒタイト云フコトハ言ハレナカッタ、ソレヲ今日ニ至ッテカラニ左様ナコトヲ仰シヤルト云フコトハ甚ダ其意ヲ得ヌ譯デア、諸君段々は御話ヲ申シタ末デアリマス、一字一句修正シテハ又面倒ニナル、面倒ヲ起シテ構ハヌト云フナラバ是ハ勅語ヲ畏マラヌト云フコトデア、諸君何分滿場一致ヲ以テ此儘ニ通過スルコトヲ望ミマス、差引勘定ノ惡ルイノハ即チ大藏大臣ノ惡ルイノデア

〔男爵尾崎三良君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 尾崎君ハ何デアリマス

○男爵尾崎三良君 私ハ賛成ニ就イテ少シバカリ意見ヲ述ベ置キタウゴザイ

マス

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス

○伊澤修二君 討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 討論終結ハマダ出來マセヌ、許シマセヌ

○男爵尾崎三良君 此四月一日ニ賛成シタニ就イテ一言述べテ置キタウゴザイマス、唯今谷子爵ヨリ一字一句變ヘテナラヌト云フ説ガアリマシタガ、其御説ノ御主意ヲ承ルト、優渥ナル勅語ガ出タニ就イテ一字一句修正シテハナラヌト云フガ……

〔子爵谷干城君「衆議院ト衝突スルト云フ恐ガアル」ト述フ〕

私ハ其詔勅ヲ何遍モ拜讀致シマシタガ、決シテ一字一句モ修正セズニ賛成シ

ロト云フ御主意デハナイト思ヒマス……

〔子爵谷干城君「ソレハ分ツテ居ル」ト述フ〕

穩當ナラザル所ハ宜シク貴族院タル職務ヲ盡シテ相當ノ修正ヲシテ宜イ、私ハ斯様ニ信ジテ居ル、尤モ衆議院デ議決シタモノデアアルカラ瑣々タル字句上

ノコトナラバ修正スルニモ及バヌコトデアリマスガ、併シ元々此増稅案ト云フモノハ經濟上ノ問題デアリマス、稅ヲ取ルカ取ラヌカノ問題デアアル、國庫

ノ歲入ヲ増ス増サヌノ問題デアリマス、サル以上ハ國庫ニ同シ法案デアッテモ

成ルベク餘計取ラレルヤウニシタ方宜イノデアアル、且ツ又十月一日トカ四月一日トカニ就イテハ種々様々ノ議論ガアルガ、斯ウ云フモノハ成ルベク早

ク施行シテ其間ニ種々ナル投機的ノ事柄ノ行ハレヌヤウニスルガ立法者ノ義務デアラウト思ヒマス、ソレ故ニ四月一日ヲ賛成シタノデアリマスガ、素ヨ

リ四月一日ト云フノガ目的デハナイ、成ルベク早クシタイト云フノガ目的デアリマス、デ私ノ考ハ政府ノ原案ノ通勅令ヲ以テ定ムルコトハ宜カラウト思

ヒマスケレドモ此修正案ガ出マセナシタ、然ルニ四月一日ト云フ説ガ出テ續

續賛成ガアリマシタカラ、是ハ太シク相違ハアルマイト思フテ之ニ賛成致シ

タノデアリマスカラ、ドウカ此儀ニ依テ御賛成アラシコトヲ希望致シ、且又

衆議院ト面倒ヲ起ス、衆議院ト顔ヲ合ハスノハイヤダトカ云フコトハ、甚ダ

此議場ニ於テハ言フベキコトデハナカラウト思ヒマス……

〔子爵谷干城君、子爵曾我祐準君「誤解々々」ト呼フ〕

尤モ全部衆議院ノ修正ニ同意シテ一箇條ノ修正位ハシタトテ衆議院ニ於テ之

ニ不同意ヲスルヤウナ不徳義ノコトハナカラウト信ズルニ依テ之ヲ衆議院ニ

同シタナラバモウ交渉會ヲ開カズニ可決スルコト、思ヒマスカラ、何卒此修

正案ハ多數ヲ以テ可決アラシコトヲ希望致シマス

○子爵曾我祐準君 唯今修正案ガ出テ居リマスガ、修正案ハ四月ヲ主張サレ

ル、政府ハ勅令ヲ主張サレル、政府ハ四月ト云フ説ヲ容ラレルヤ容ラレ

ヌハ分ラヌガ、是ハドウナツテ居リマス、政府ハ四月ニ同意サレルカサレ

イカ、之ヲ承ラヌト變ナモノニナル、之ヲ政府ニ御尋テスル

○伊澤修二君 討論終結ニ賛成ガアリマスカラ決テ御採下サイ

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレハイケマセヌ

○國務大臣(侯爵伊藤博文君) 唯今田中源太郎君ノ説ニ大藏大臣ガ答ヘマシ

タ、四月一日デモ差支ナイト云フコトヲ答ヘマシタ

○子爵曾我祐準君 最早此議論ハ十分分ツテ居リマスと思ヒマスカラ、採決即

チ討論終結ノ動議ヲ提出致シマス、本院ノ體面ヲ重ンゼラル、諸君ハ必ズ原

案ヲ賛成サル、コト、信ジマスガ、ドウゾ諸君御賛成ヲ願ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 曾我子爵ニ御注意マデニ申シマスガ、伊澤君ニモ

併セテ申シテ置キマスガ、唯議論ハ今日ハ止メヤウデハナイカト云フコトナ

ラバ格別、討論終結ノ動議ハ二人以上雙方ニ議論ガ出タ上デナケレバ出來ナ

イコトニナツテ居リマス、動議トシテ出スコトハ出來マセヌカラ御注意マデ

ニ申シテ置キマス

○子爵曾我祐準君 先刻カラ大分議論ガアッタト思ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレハ問題ガ成立ツテ居リマセヌ

○子爵曾我祐準君 尾崎君ガ唯今述べラレマシタ、雙方二人ヅ、ゴザイマシ

タ、アレハ議論ト御認メニナリマセヌカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 議長ハ注意致シテ居リマス、ソレハ成立ツテカラ

マダ二人以上ニナリマセヌ

〔採決ト呼フ者多シ〕

○村田保君 尾崎君ニ質問ヲ致シタウゴザイマス、尾崎君ノ言ハレマスニハ

此詔勅ヲ何遍繰返シテ見テモ決シテ修正スルコトハナラヌト云フ御主旨デハ

ナイト言ハレマシタガ、本員ハサウハ思ハヌ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 詔勅ノ解釋ナドハ今日ノ議事ニ上ボラヌヤウニ願

ヒマス

○村田保君 是ハ衆議院ト協議會ヲ開クヤウニナレバ速ニスルコトガ出來ナ

イ

○議長(公爵近衛篤磨君) 大抵議論モ盡キタヤウニ思ヒマスカラ採決シマス、瀧君ノ四月一日ト云フ説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵近衛篤磨君) 少數ト認メマス、次ニ原案ニ附イテ、全部原案ニ附イテ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半数ト認メマス、是デ二讀會ハ終リマシタ

○松本鼎君 直チニ三讀會ヲ開カレンコトヲ……

〔賛成〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 直チニ三讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ三讀會ニ移リマス、……本案御異議ガナクハ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ是デ確定ニナリマシタ、今日ノ議事ハ是ニテ終リマシタ、明後日ノ日程ハ追テ御報道致シマス、今日ハ散會

午前十時五十四分散會